

平成 29 年 1 月 25 日

日光市長 齋藤文夫 様

特定非営利活動法人日光門前まちづくり

理事長 岡井 健 印



旧日光ユースホステルの利活用に関する申入書

拝啓

初春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当法人ではこれまでに旧日光ユースホステル(日光市所野に所在/日光市所有)の建物の利活用について 2010 年より、6 年にわたり見学会、内覧会や清掃活動などを行いながら探って参りました。昨年秋に開催した「特別内覧会」では、積極活用を目指す民間企業等も参加いただき、その後も活用に向けて事業化の検討などを独自に行っておるようです。

ご存知の通り、当該建物は 1999 年に廃止され、代替施設の建設と稼働が実現した現在も取り壊されることなく、日光市所有でありながら廃屋として存在しております。

しかしながら、文化勲章受賞者の建築家・芦原義信氏の最初期の作品で、現存する唯一のものとなる大変貴重な建物であり、日本におけるユースホステル建築のプロトタイプになったものと言えます。

また日光地区の住民(旧日光市)にとっては、思い出のつまった空間であることを抜きに当該建物やこの空間の将来を考えるわけにはいきません。

つきましては、有効な利活用に向けて、下記項目について日光市としてのご検討・ご協力をいただきますようお願いいたします。

敬具

記

(1-1) 建物、土地の譲渡や賃借等の条件の設定と整理

(1-2) コンペ(またはプロポーザル)の実施許可と参画・協力

(1-3) 草刈りや清掃活動、内覧会等の実施許可の継続

(1-4) 以上に係る経費捻出のためのクラウドファンディングの検討・実施に関する許可

※各項目についての詳細は「旧日光ユースホステルの利活用に関する申入書(承紙)」

参照

以上

旧日光ユースホステルの利活用に関する申入書（承紙）

特定非営利活動法人日光門前まちづくり

■旧日光ユースホステルの概要とその価値について

日本におけるユースホステル運動の萌芽は昭和初期に認められるが、本格的な活動は昭和 26 年（1951 年）の日本ユースホステル協会の設立以降のことである。昭和 34 年（1959 年）に建設された、旧日光ユースホステルが、専用設計された最初期のものである（ほかに支笏湖ユースホステル、設計：田上義也など）。旧日光ユースホステルの設計にあたった芦原義信建築研究所は、ユースホステル建築のプロトタイプになることを目指し設計にあたった。

また、当時は東京オリンピック開催を控え、若者のための様々な試みがなされており、このプロジェクトも時代性を反映したものである。（中略）

1999 年に閉鎖されて以降、特に活用されることもなく手つかずの状態である。（中略）鉄筋コンクリート造の部分は、仕上モルタルの剥離がみられるものの、比較的良好的な状態を保っており、スチールサッシも錆が目立つものの爆裂している部分は僅かである。これは深い庇のあることが功を奏したものと考えられる。（中略）

内部に入る度に、天井が剥がれ落ちた箇所が広がるなど、漏水の影響とみられる傷みが進みつつある。（中略）

旧日光ユースホステルは、現存する数少ない芦原義信の初期作品であるとともに、50 年代モダニズムの香りを伝える貴重な建築である。また、日本のユースホステルのプロトタイプとなった歴史的な意義を持つ。ユースホステルとしての役割は終わったが、あらためて活用しておくことを望みたい。

2010 年 8 月に筆者と NPO 法人日光門前まちづくりが協力し、見学会を開催した（DCOMOMO Japan 後援）。日光市民だけでなく県外からも見学者が集まった（約 50 名）。建築関係者よりも一般市民の方が多く、ある年代以上の市民には何らかの思い出のある大切な施設であることが確認できた。昭和の旅文化そして日光のある時代を象徴する建築物なのである。

（「旧・日光ユースホステルについて」香川浩）より抜粋

（1）当該建物の利活用についての再考

・旧日光ユースホステル（以下、「当該建物」とする）は、代替施設の設置により廃止されてから約 20 年経ち、市の「公共施設マネジメントプラン」の中の位置づけにおいては、（いずれ）解体を予定しているものと理解しております。

・しかし、当該建物の建築的価値（前項参照）を鑑みて、利活用の余地を再度検討いただきたいと思います。

・当法人ではこれまで見学会等を開催してきて、参加者やその周辺からはその価値を確認できます。

・前出の「公共施設マネジメントプラン」の中で当該建物を他の行政財産（施設）と同列に扱うには、前述のように一般的な建築価値との齟齬が発生するものと思われます。それほど、日光地区（旧日光市）の市民にとっての「思い出」を残すものであり、また、地域内外の建築専門家からみた場合にはこの建物の価値や特殊性が確認されております。

・なにより、設計者の芦原義信氏は文化勲章の受賞者です。

・また、直近（昨年 10 月 1 日）開催の内覧会では、事業者や個人で「有効活用」に興味がおありの方々 26 名にお集りいただき、その後も活用事業提案に向けて積極的に動いていただいている方もいらっしゃいます。

・この機運を逸すると、建物の状態からも活用は難しくなると考えます。

・最後に付け足しますが、2017 年（本年）は設計者である芦原義信氏の生誕 100 周年にあたり、当該建築も注目を浴びる事は間違いないものと考えられます。芦原氏が教鞭をとった武蔵野美術大学による作品の展示会や各種出版等も予定されて

おるとのことです。

・更に銀座の「ソニービルディング」の解体決定が昨今大きくニュースとしてとりあげられた最中であり、こういった状況下で、もし、こうした利活用の再検討を無しに解体を決定したとすると、「日光市」あるいは「日光」として世間の批判を浴びるリスクは間違いなくある事は想像に易いと考えます。

・以上のことにより、下記 1-1～1-4 の項目に対しての建物所有者である日光市としての対応をお願いいたします。

(※) 芦原義信 (1918-2003) …戦後の日本を代表する建築家の一人で、東京大学教授、日本建築学会会長などを歴任。ソニービルや東京芸術劇場などの設計者としても知られ、著書『街並みの美学』で、日本でいち早く都市景観の重要性について指摘した人物。1998年に文化勲章を受賞。

1-1. 建物、土地の譲渡や賃借等の条件の設定と整理

以下の表に関わる条件の整理をお願いいたします。

	譲渡の可否	譲渡の方法	条件の整理
建物	可	有償	価格、範囲、その他条件
		無償	範囲、その他条件
	否	賃借の可否	賃料、範囲、その他条件
土地	可	有償	価格、範囲、その他条件
		無償	範囲、その他条件
	否	賃借の可否	賃料、範囲、その他条件 ※50年以上の定期借地権の設定は可能否か

1-2. コンペ（またはプロポーザル）の実施許可と参画・協力

・事業者選定のための、コンペまたはプロポーザル（以下、コンペ等）の実施の許可と参画をお願いいたします。

・通常の財産の売却や譲渡においては、金額のみで決定されるものと思いますが、当該建物については、活用事業案・プランも勘案した上での譲渡が望ましいと考えます。

・内覧会に参加した方々の意向（アンケート）でも、建物活用事業を検討したいという意向がありました。（既提出資料参照）

このためには、

・またこのコンペ等の事務局には、日光市としても名前を連ねた上でご協力いただける事が望ましいと考えます。

・コンペ実施不可の場合は、活用希望者が複数の場合の選定方法はどのようにお考えになるか、代案をお示しいただければと思います。

・公平性が確保できる点、建築に対して案を、また、採点項目に「地域との関わり方」等を盛り込んでおくことで、個別敷地や個別建物のみ、謂わば地元から見たら「勝手な」利用を避けることができます。

※コンペ等実施は様々なケースが考えられます。

実施主体としては、日光市単独、日光市+NPO 日光門前まちづくり、日光市+NPO 日光門前まちづくり+その他関係団体、日光市を含むコンペ実行委員会形式での開催等、現時点は想定できますので、協議の上コンペ等の実施を実現できればと思います。

1-3. 草刈りや清掃活動、内覧会等の実施許可の継続

・これまで当法人や有志で開催してきている、草刈りや清掃活動へのご理解と許可を引続きお願いいたします。

・また、官民協働のプロジェクトとなるよう、行政からも積極的な参加をのぞみます。

1-4. 以上に係る経費捻出のためのクラウドファンディングの検討・実施に関する許可

- ・当該建物活用の根幹に関わる耐震診断等の諸調査や上記 1-2、1-3 に関わる経費の捻出のために、クラウドファンディングの実施の許可をお願いいたします。
- ・クラウドファンディング等の実施によることが不可能の場合、市予算等資金が見込めないことから、活用検討が困難になります。

(2) やむを得ず（万策尽き）解体になった場合の解体事業以外の対処・方策

- ・当法人で提案する前項の 1-1～1-4 の検討や実施を以てもやむを得ず当該建物を解体することになった場合、建物の記憶を記録するための方策や企画の実施のための積極的協力をお願いいたします。
- ・例) 図面や写真の展示会の開催、図録の作成 など

(3) 検討結果の伝達や当法人との協議について

以上の項目について、日光市として、

- ①それぞれについての可否の判断
- ②それぞれについての諸条件等の回答
- ③それぞれについての時期（譲渡可の場合の譲渡時期等）

のご回答をお願いいたします。

当該建物の現状は、老朽化もあり活用に向けては猶予がない事はご承知のことと
思います。

また、地元自治会からも現状を心配する声があり、結論を急がねばならないこと
も同じくご承知の事と
思います。

よって、ご回答を H29 年 2 月中を目途にお願いできればと思います。

※本件につきまして、当法人のこれまでの当該建物に関する活動や情報などの提供は惜しみません。また、これまで 10 年に渡る地元日光門前での「まちづくり」の知見、個別メンバーによる都市計画や建築の知見の提供も惜しみませんので、御相談・協議等には積極的に応じたいと思います。